

年収見込額について

○ 「所得割が非課税に相当する」と認められるには、**「年収見込額」が、下表に示した目安額未満であることが必要です。**

○ なお、下表の目安額について、会社員の場合は、**「給与所得控除」を差し引く前の金額**です。

※いわゆる「総支給額（額面の収入額）」のことです。

「手取り額」ではありません。

また、個人事業主や自営業の場合は、**事業所得の額**となります。

※年収から必要経費を差し引いた金額のことです。

年収見込額の目安額（※）

| 世帯構成 | 会社員の場合 | 自営業の場合 |
|-------------|------------|------------|
| 2人世帯 | 1,700,000円 | 1,020,000円 |
| 2人世帯（寡婦（夫）） | 2,042,857円 | 1,250,000円 |
| 3人世帯 | 2,214,286円 | 1,370,000円 |
| 4人世帯 | 2,714,286円 | 1,720,000円 |
| 5人世帯 | 3,214,286円 | 2,070,000円 |
| 6人世帯 | 3,700,000円 | 2,420,000円 |

※本表記載の金額はあくまで目安です。

各世帯の状況により、大阪府で別途算定を行うことがあります。